

「学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について」

これまでの議論のまとめ ~~骨子案~~

＜報告書の構成案＞

0. はじめに
1. 学校図書館の位置付け（機能）について
2. 学校図書館の利活用の意義について
3. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について
 - (1) 学校図書館に携わる関係者と組織について
 - (2) 学校図書館担当職員の役割・職務について
 - (3) 学校図書館担当職員の資質・能力について
4. 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について
 - (1)
 - (2)
5. 参考事例（学校図書館担当職員の職務の類型毎に整理）
6. より良い学校図書館を目指すための方策について（提言）
7. おわりに
8. 参考資料

1. 学校図書館の位置付け（機能）について

- 学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）の規定において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である（第 1 条）とされ、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童~~又は~~生徒の健全な教養を育成すること（第 2 条）とされている。
- また、同法においては、学校図書館を児童生徒や教員の利用に供する方法として、以下の例が挙げられている（第 4 条第 1 項）。
 - ・ 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 学校は、これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心、人間性、教養や創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、また、児童生徒の自発的・~~主~~主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、授業の内容を豊かにし、その理解を深める「学習センター」及び「情報センター」としての機能を最大限に発揮させることが重要である。
- 学校図書館が育てる力は、全ての学習の基盤となる力であり、学校図書館を整備することは、学びの文化を形成することである。学校図書館を学校の中で機能させ、活動の充実を図る上では、学校教育のインフラの一つである学校図書館~~施設~~の整備・充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人員の配置・資質の向上を図ることが極めて重要である。

2. 学校図書館の利活用の意義について

○ 学習指導要領では児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」を支える重要な要素となるのが「確かな学力」であり、「確かな学力」を育成するため、学習指導要領では、学校教育法（昭和22年法律第26号）第30条第2項等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習する態度を養うことを重視している。

○ こうした「確かな学力」の育成に当たっては、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション等の基盤となる言語の力が極めて重要であることから、学習指導要領では、報告や討論、スピーチなどの言語活動を各教科等を通じて充実することを目指している。この観点から、学校図書館の利活用は重要であり、学校図書館を利用した学習活動や読書活動を充実することについて以下のように定めている。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（平成20年改訂小学校学習指導要領第1章総則）

※中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり

○ 具体的には、例えば、学校図書館は、学習するテーマに関する背景に触れ、又は補足となるような知識や情報を提供したり、テーマを深め発展的な学習につなげられるような資料や情報を有したりしており、学校図書館を利活用することは、授業を深め、それからもたらす児童生徒の理解をより豊かにするとともに、その主体的・意欲的な学習活動を助けるものとなる。

○ また、学校図書館を積極的に利活用することは、例えば、総合的な学習の時間における探究的な学習や言語活動を充実させる上でも極めて有効と考えられる。

○ この探究的な学習とは、①疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②具体的な問題について情報を収集し、③情報の整理・分析等を行い、問題の解決に取り組み、④明らかとなった考えや意見などをまとめ・表現することを発展的に繰り返していく一連の学習活動のこととされている。

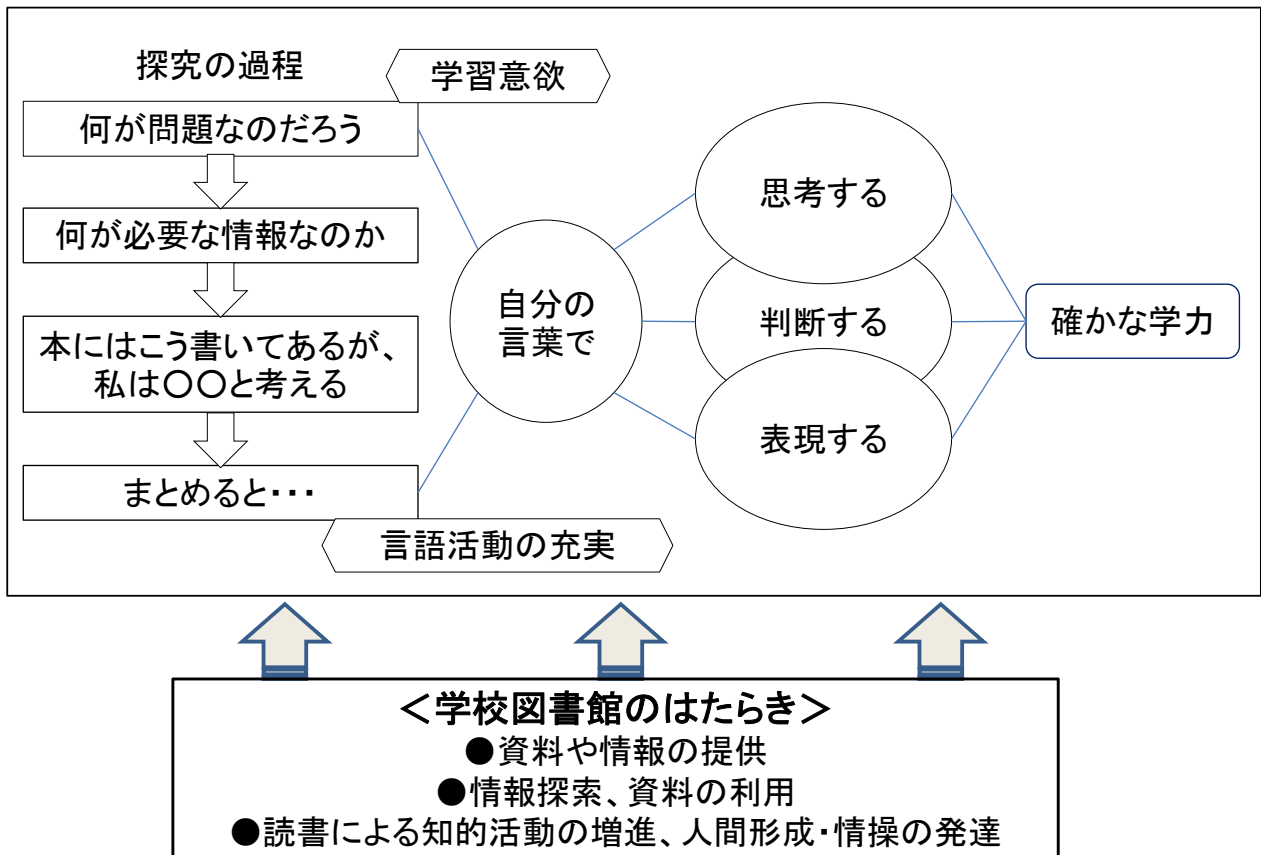
○ 学校図書館は、これら探究的な学習に役立つ資料や情報の提供、探究の過程における情報探索や資料の利用を通じて、総合的な学習の時間にとどまらず、各教科等における学校図書館を利活用した授業における学習活動を支援することができる。

○ さらに、読書については、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、「生きる力」を構成する「豊かな人間性」（自らを律しつつ、

他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）の育成にもつながるものである。

- したがって、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切であり、このような観点からも、豊富な図書を有する学校図書館を利活用する意義は大きいと言える。

<イメージ図>



3-2. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について

(1) 学校図書館に携わる関係者と組織について

<学校図書館に携わる関係者について>

- 学校図書館の運営に関わる主な関係者としては、校長、教員（教諭等）、司書教諭、図書館主任、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）、教育委員会ポランテ等があり、学校図書館の機能の充実を図っていくためには、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組んでいくことが重要である。
- 校長は、校務をつかさどる（学校教育法（~~昭和22年法律第26号~~）第37条第4項）者として、各学校の教育課程の編成に責任を有する立場から、学校図書館が当該学校の教育課程の展開に寄与するよう校内の諸条件の整備（調整）を図る必要がある。
- また、校長は、学校教育における学校図書館の積極的な活用に関する方針を教職員に対し明示することや~~果たす役割についての教職員の認識を深めることや~~、学校図書館の運営・活用に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。
- 教員は、児童生徒の教育をつかさどる（学校教育法第37条第11項等）者として、児童生徒の読書活動や学習活動に対する教育的指導や、担当する授業において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実させること等に努める必要がある。
- 学校図書館を活用した授業において、教員（学級担任又は教科担任として）は、授業のねらいを達成するために、全体に対して指導を行うことや個々の児童生徒の理解度に応じた適切なサポートを行うことが求められる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる掌るための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営・運営に関する総括、学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言及び情報メディアの活用等に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業における教員の教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に助言することが期待されている。
- 図書館主任は、専門的・長期的観点に立った学校図書館運営を行うためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていないが置かれていない場合には、図書館主任が上記の司書教諭の職務を担う。~~い、司書教諭が置かれている場合には、司書教諭等と連携・協力しながら、学校図書館の運営に従事する。~~

- 学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事する。また、学校図書館担当職員は、及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動や学校図書館を活用した授業を行う教員の支援を行う。~~の支援等に従事する。~~
 - 学校図書館の運営・活用について、例えば、学校図書館経営目標・計画、学校図書館年間利用計画、年間読書指導計画、年間情報活用指導計画等は教育課程とどのように結びつけるのかということが大切であることから、一般的には、教育指導に関する専門的知識等を有する司書教諭がその立案・取りまとめに従事し、学校図書館担当職員としては、図書館資料（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（テープ、CD、ビデオテープ等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）の様々な媒体のものを含む）とその利活用に関する専門的知識等に基づき、司書教諭に対し必要な支援を行うことが期待されるが、具体の業務内容は各学校の実情によるところが大きいと思われる。
 - このように、司書教諭と学校図書館担当職員は、それぞれに求められる専門性に基づきを尊重し、連携・協力を特に密にすることが求められることに留意するとともに、具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情に応じ、学校全体の校務のバランスや学校図書館担当職員の勤務条件等を考慮した柔軟な対応が必要となる。
-
- 学校図書館担当職員の服務監督権者である市町村教育委員会等は、学校図書館担当職員の役割に鑑み、その質の確保及びその向上を図るための研修を適切に行うことが重要である。（詳細は、「4. 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について」を参照。）
 - ボランティアは、学校の求めに応じて学校の諸活動を助ける立場として、学校図書館活動の充実化・活性化に有用であり、学校図書館業務の補助や読み聞かせなど学校における読書活動への協力等に当たることが期待されている。

<組織的対応について>

- 学校は、自校で行う教育活動を充実させる観点から、自ら備える学校図書館の運営や活用、さらにはその評価に関して、組織的に対応する必要がある。
- 学校図書館に関する校内組織としては、例えば、専ら実務を担当する「学校図書館部会」や学校教育全体の視点から学校図書館の運営に関する事項を審議する「学校図書館経営運営委員会」等がある。また、職員会議に加え、各学年部会や各教科部会等、学校図書館に関することのみを扱うわけではないが、学校図書館の利活用に関わりの深い事柄を扱う組織がある。

- 学校図書館に関することを扱うことを目的として設けられる組織は、図書館資料の選定・選択・収集に関する方針や等に関する審議~~学校図書館に関する計画等に関する審議、図書委員会の指導等、~~の学校図書館の運営・管理を全般的に行う組織として置かれることが多く、主に、司書教諭、図書館主任や学校図書館担当職員等で構成される。これらについては、その組織や構成員の役割を明確化し、効果的に活動するためにも、校務分掌にしっかりと位置付けることが求められる。
- 各学年部会や各教科部会は、各学年や各教科において、児童又は生徒の読書活動や学習活動、学校図書館を活用した授業について一体的・組織的に実施する場合には、その内容等について議論する。
- また、職員会議は、学校教育の中で学校図書館をどのように位置付けるのかについて学校全体として共通理解を有することが重要であることに鑑み、そのことについて話し合う場として適当である。~~適切であり、~~その際は、学校図書館担当職員を参加させることが期待される。
- 学校図書館担当職員が、その役割をしっかりと果たすためには、学校図書館に関する計画等の策定や学校図書館経営運営委員会等の活動に参画~~関与~~することはもとより、学校に置かれる各種組織に参加し、学校の教育活動全体を把握した上で学校図書館の機能・目的等を学校全体に広く行き渡らすことに努めることが有効である。

(2) 学校図書館担当職員の役割・職務について

- 学校図書館担当職員に求められる最も基本的な役割は、以下の2つである。
 - ① 児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料の提供及び利用の支援を行うこと。
 - ② 学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、各学年・各教科の学習内容に関する理解を深め、授業のねらいの達成に資するような図書館資料の整備に努めるとともに、教員等と日常的にコミュニケーションを図ること。

これらは学校図書館が最も基本的な機能を果たすために求められるものであり、これらの役割を学校図書館担当職員が担うためには、日頃から学校図書館における資料の構成・利活用方法に配意するとともに、それらについてしっかりと研鑽を積み把握しておくことが重要である。

- ~~また、~~学校図書館には、大きくは「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」という3つの機能がある。学校図書館担当職員は、この機能が目指すべき方向性に沿って、学校図書館の活性化に資することを目的として職務に取り組む必要がある。

【読書センターとして】

- ~~そのため、まず、~~児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行うよう、学校図書館を児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しむために訪れるような読書活動の拠点とする環境整備を行うことに加え、読書活動の推進のための取組を司書教諭教員と協力して行うことが求められる。

【学習センターとして】

- ~~また、~~学校図書館には、学校における教育課程の展開に寄与することが求められている。このため、学校図書館担当職員は、当該学校における教育課程・内容を理解することに努め、授業のねらいが達成できる資料を司書教諭や教員と相談して整備することや、日頃から教員からの学校図書館の活用等に関する相談に乗るなどして、積極的にコミュニケーションを取ることが最も重要である。さらに、学校図書館担当職員の能力・経験や学校の実情に応じて、学校図書館を活用した授業において、学校図書館担当職員が T2 (チーム・ティーチングにおいて、学級担任又は教科等担当教員の主導で行う授業に協力する者) として児童生徒に直接関わって学習の支援を行うことも有効である。

【情報センターとして】

- ~~さらに、情報化社会と言われる~~近年、~~情報端末機器の多様化が進展し、私達の生活の隅々に浸透しつつあり、~~これからの未来を生きていく児童生徒の情報活用能力サテラジの育成が大きな社会的課題となっている。このような状況を踏まえ、

学校図書館担当職員は、教員が~~図書館資料~~学校図書館メディアの活用を通して児童生徒への~~に対する情報~~活用能力の育成~~サテラジ~~教育を~~効果的かつ円滑に~~滞りなく行えるよう、必要な教材・機器の準備や授業構成等について教員と打合せを行う等の支援を行う必要がある。

- ~~以上を踏まえ、学校図書館担当職員には、こうした学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に~~従事する資質を備えていることが期待されている。

- 他方、学校図書館の運営・利用状況は各学校で様々であり、また、学校図書館担当職員についても、非常勤として勤務する場合が多かったり、また、必ずしも全ての学校図書館担当職員が教員免許、司書教諭資格や司書資格を保有しているわけではなかったりするなど、それぞれに違いがある。

- しかしながら、いかなる学校図書館担当職員においても、こうした特色ある機能を有する学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質を備えていることが期待されている。

- 本節においては、学校図書館担当職員が担う標準的な職務を利用者のニーズに対する「間接的支援に関する職務」、「直接的支援に関する職務」と、教育目標を達成するための「教育指導への支援に関する職務」という3つの観点に分けて例示する。

- ~~これは、学校、学校司書教諭~~や学校図書館担当職員が、自らの現状を捉え、それぞれの職務について発展させることで、に資するものであり、ひいては学校図書館の運営・活用・評価の活性化につなげることを期待したい~~目的とするものである。~~

①. 「間接的支援」に関する職務

【図書館資料の管理】

◇図書館資料の選定・収集、廃棄決定への協力

~~『教員・児童生徒の要望や選書学校における選定基準を根拠に定めた選定・
収集、廃棄基準に基づき廃棄』~~

~~◇図書館資料の分類~~

~~『
』~~

◇図書館資料の受入、分類、排架、保存整理、補修、修繕

・蔵書点検、書架点検、目録等資料検索手段の整備

~~『丁寧かつ確実に』~~

◇図書館資料の展示

・新着本の別置、テーマ別展示、書籍の表紙を見せるなど興味を引く陳列

~~『本の表紙を見せることが有効（著作権に留意）』等~~

◇学級文庫等、学校図書館外における資料管理

・定期的なりニューアル、資料の破損・紛失の防止

【施設の環境整備】

◇館内外表示の設置

・館内配置図・棚表示・分類別の書架表示の作成、館外の掲示板の作成

~~『
』~~

◇レイアウトの改善

・他の学校図書館や公共図書館等のレイアウトを参考

【施設の運営】

◇他の学校図書館や公共図書館との連携、学校図書館担当職員間の協力

・相互貸借、資料データ等の交換

~~『
』~~

◇広報・渉外活動

~~『学校図書館報・学校図書館ウェブサイトの作成への協力・管理』~~

◇司書教諭等が行う学校図書館の管理運営に関する業務への協力

・学校図書館に関する計画等の作成への協力

~~『
』~~

◇会計業務

・適切かつ計画的な資金管理

◇利用調査、集計・評価

・貸出冊数、分類別蔵書数、貸出記録の管理、学校図書館への要望調査

②.「直接的支援」に関する職務

【~~館内閲覧、館外貸出・返却への支援窓口業務~~】

- ◇~~読書案内、資料相談、予約サービス~~~~館内閲覧・館外貸出~~
 - ・~~閲覧環境の整備~~
 - ・~~利用者のリクエストへの対応、延滞者への対応~~

【情報サービス】

- ◇~~レファレンスサービス~~
 - ・~~質問内容の理解・確認、調査方針の確定、文献やデータベースを利用した調査、期限内における回答~~
 - ・~~他の情報専門機関への照会・案内~~
 - ・~~対応記録の蓄積~~
 - ・~~『検索方法を教え、次の機会から自ら行えるようにすることも重要』~~
- ◇~~児童生徒の調べもの相談~~
 - ・~~親身な対応、適切な助言を行うとともに、検索方法を教え、児童生徒自ら行えるよう促すことにも留意~~
 - ・~~『親身になり、一緒に行う』~~

【読書活動】

- ◇~~読書活動の企画・実施への協力・参画~~
 - ・~~『読書への親しみを感じさせ、習慣化につなげる工夫をもらう』~~
- ◇~~読み聞かせ、ブックトーク~~
 - ・~~『本や読書することの楽しさを伝え、読書意欲を喚起する』~~
- ◇~~児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介~~
 - ・~~『児童生徒個々人の状況を適切に把握する必要がある』~~

【ガイダンス】

- ◇~~学校図書館利用の指導・ガイダンス~~
 - ・~~『年度当初に、児童生徒及び教諭に対するも、学校図書館の利用方法の教示を指導。』~~
 - ・~~『また、児童生徒が、利用方法について常に把握できるよう、蔵書例、開館時間や貸出可能冊数等のを教室内へのに掲示することも有効』~~

③. 「教育指導への支援」に関する職務

【教科等指導に対する支援】

- ◇教育課程・内容に関する理解把握及び授業のねらいが達成できる図書館資料の紹介・準備・提供
 - ~~『各学年・各教科に関する教育内容の理解把握。』~~
 - ・過去に使用し、効果があったとされる図書館資料の教員への紹介・準備・提供~~』~~
- ◇学校図書館を活用した授業を行う教諭との打合せ
 - ・授業の目的・内容の把握、レファレンスや情報提供のタイミングや方法についての共有
- ◇~~児童生徒へ~~対する図書館資料の活用の仕方使い方の説明を通じた授業への参加
 - ~~『資料の見るべきポイント、辞書の引き方、新聞の読み方、日本十進分類法(NDC)等について説明』~~
- ◇学校図書館の活用事例を活用した指導に関する教員への情報提供助言・研修
 - ~~『教育効果が高いとされた過去のテーマや事例等を紹介』~~
 - ・教員の教材研究への協力~~』~~
- ◇学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化
 - ・保存・データベース化した物の適切な整理・リスト化、教員への情報提供~~』~~

【特別活動における指導に対する支援】

- ◇図書委員会活動に対する助言指導
 - ・学校図書館における現時点での課題の伝達、学校図書館の改善につながるような取組を行えるようバックアップ
 - ・児童生徒自身による自主的な活動に対する助言~~』~~
- ◇文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供
 - ・児童生徒の関心を引くため取り上げるトピックの精選、掲示・提供の時期及び掲示場所を考慮~~』~~

【~~情報活用能力サテラジ~~の育成に対する支援】

- ◇資料の検索方法やデータベースの利用方法に関する指導に対する支援
 - ・情報機器の操作方法の案内
- ◇調べ学習に対する支援
 - ・調べる対象の絞り込み等に関して適切な助言を行うとともに、自ら行うよう促すことにも留意~~』~~

(3) 学校図書館担当職員に求められるの資質・能力について

- 学校図書館担当職員には、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に
従事する資質を備えていることが期待されている。(再掲)
- このため、専ら学校図書館の職務に従事する学校図書館担当職員には、学校図書館の「運営・管理」的な業務に当たるための基本的知識と、児童生徒に対する「教育」的な活動に携わるための基本的知識を有していることが望ましい。
- 学校図書館の「運営・管理」的な業務に当たるための基本的知識としては、例えば、以下に挙げるのものが考えられる。
 - ・ 図書館資料の管理に関する知識(組織化で必要となる日本十進分類表(NDC)等の分類表に係る知識等)
 - ・ 施設・設備の管理に関する知識
 - ・ 著作権や個人情報等の関係法令に関する知識
 - ・ 学校における学校図書館の意義に関する知識・理解
- 児童生徒に対する「教育」的な活動に携わるための基本的知識としては、例えば、以下に挙げるのものが考えられる。
 - ・ 児童生徒の発達に係る知識・理解
 - ・ 発達段階に応じた読書指導の方法
 - ・ 学習指導要領や学校教育目標等に係る知識
 - ・ 校務や学校における諸活動等に係る知識・理解
- 学校図書館担当職員が、これらの知識を基に教職員と協同しつつ、学校教職員の
一員として、学校図書館の運営に係る専門的・技術的職務に従事し、学校図書館
を活用した児童生徒に対する教育活動や学校図書館を活用した授業への協力・参
画等を行うことにより、学校図書館の機能が十分に発揮され、ひいては児童生徒
の健全な教養の育成に寄与することができる。